

けれど、我が皇室の、歴世、孝敬の御心のあつくましましし事は、申すまでもなく、人民を愍ませたまふ御仁慈のほごも、これを以つてうかゞひ奉るべきにあらずや。荷も、わが國民たるもの、これを知らずして可ならむや。

神宮ニ  
奉ル新  
穀並  
二調絹

神宮に捧げ奉る新穀は、往時は、神宮に附屬せる神田ありて、その収穫の新穀を、大神酒、大御饌として供進し奉りしが、今は、神田の制もなくなりたれば、神宮司廳に於いて、適宜の新穀を供進し奉るといふ。また、荷前の調絹も、古へは、租庸調の制行はれたりしゆゑ、諸國より上る

調の中より、選び取りて奉りしなれども、今は、これも廢れたれば、皆、特に命じて、精製・謹調せしめ給へる生絹を、勅使を以つて奉らしむるなりといふ。其の品目左の如し。

皇大神宮

荷前調絹

貳拾匹

右貳櫃

同別宮九所

九匹

右九櫃

御衣料絹

參匹

五色料絹 壹匹

右壹櫃

御衣料絹 貳拾匹

右貳櫃

豐受宮

荷前調絹 拾匹

右壹櫃

同別宮四所 四匹

右四櫃

御衣料絹 貳匹

五色料絹 壹匹

外

右壹櫃

御衣料絹 貳拾匹

右貳櫃

御儀殿料 貳匹

右壹櫃

皇大神宮御門幌料 參匹貳丈

右壹櫃

豐受宮御門幌料 貳匹參丈

右壹櫃

總計 九拾七匹參丈貳寸 貳拾五櫃

第七章 天長節

總 說 十一月三日为天長節は、聖上御降誕の日なるを以つて、

宮中に於いては、賢所・皇靈殿・神殿の御祭典あり。又觀兵式あり。且つ、親王以下諸臣に、宴を賜ふ。其の御次第は、本日早  
御祭典次第 且に、御殿の御裝飾を奉仕し、午前九時より、式部職官員承

りて、御祭典を行はる。開扉の上、音楽を奏し、神饌を供し、掌  
典長、祝詞を奏し、侍從長、御代拜として御玉串を捧げ奉り、  
主上、親ら拜禮あらせらるべき御定めなれど、觀兵式  
を行はせらるるに由り、かく御代拜なりと知るべし。次ぎに、皇后陛  
下御代拜、次ぎに、皇太子殿下御代拜、次ぎに、皇太子妃殿下

觀兵式

御代拜ご、順次に御玉串を奉り、次に宮内省官員の拜禮ありて、神饌を撤し、御扉を閉ちて、各退出す。以上は、御祭典の大略なり。觀兵式は、午前八時御出門にて、青山練兵場に行幸ましまして、親しく兵を觀そなはし給ひ、各國公使以下にも、陪觀を許させたまふ。但し、雨天の時は、觀兵式を行はせられず。觀兵式終りて、還御あらせられ、午前十一時より、豐明殿に出御あらせられ、御前に於いて、親王以下に酒饌を賜ふ。其の御儀、新年宴會におなじ。但し、御宴會中、前庭に於いて、樂師をして、歐洲樂を奏せしめたまふ。

御宴會

天長節由 謹んで按ずるに、天長の文字は、老子七章に、天長地久、天地所以能長且久者、以其不自生、故能長生。とあるより出で、之

れを、至尊の御降誕の日にしも名づけられしは、天地と共に長久なる義にて、聖壽の無疆を祝し奉る意にぞあるべき。そもそも、人の誕生の日を祝ふことは、いと古き事にて、冠婚などと同じく、民間にても、一般に行はれし事なるが、至尊の御降誕ましくし日を、何節と名づけて、賀儀を行はせられしは、何時の頃よりなりけむと考ふるに、こは、隋唐の制に依らせられたるにはあらじか。支那にては、

支那ノ  
千秋節

唐の玄宗の生日を、千秋節と名づけて、群臣に酺宴を賜ひ、  
 天下をして宴樂せしめたるが始めなり。そは、唐實錄淵鑑類  
 引に、明皇帝、以垂拱元年八月五日生於東都。開元十七年、聖  
 武天皇天平元年に當る、亟相源乾曜、張說、上表曰、云々、帝手  
 詔報曰、當朕生辰、卿等請爲令節、上獻嘉名、自我爲古、是爲美  
 事。依卿來請、宣作所司帝誕日爲令節自此始と見えたり。天子誕生の日  
 を、千秋節と號して祝賀する事の、玄宗に始まれるは、此の  
 外、通鑑の註に、聖節、錫宴自此始。後改千秋節爲天長節とある  
 にて、明かなり。なほ、封氏見聞記に記する所、一層詳なり。

其の文に曰はく、太宗以降、誕日、謂長孫無忌曰、今日是我生  
 日。俗云、生日可喜樂、以吾之情、翻感恩、因泣下。○此の事は貞觀  
 未の事に於て、通鑑卷二百九十八に詳に見えたり。中宗常以降誕宴、待臣貴戚于内庭、與  
 學士聯句、栢梁臺詩。然則國朝以來、此日皆有宴會。玄宗開元  
 十七年、亟相張說、遂奏以八月五日爲千秋節、百寮有獻承露  
 夔者、是日御樓張宴、傾城縱觀、天下士庶皆爲賞樂。其後亦改  
 爲天長節とあり。天長節と改めたるは、玄宗天寶七載なり。翻つて、我が國の事を  
 考ふるに、聖誕の日を、天長節と名づけて、令節とせられし  
 は、光仁天皇寶龜六年を始めとす。そは、續日本紀卷三十三

光仁天皇  
始メテ天  
長節ヲ行  
ハセラル

光仁天皇寶龜六年十月の條に、癸酉三〇日、是日天長、大酺、羣臣獻翫好酒食、宴畢、賜祿有差。と見えたるこれなり。當時の儀式は、如何ありけむ、詳に知るよしなけれど、同書、寶龜六年九月壬寅〇日の條に、勅、十月十三日、是朕生日、每至此辰、感慶兼集、宜令諸寺僧尼、每年是日轉經行道、海內諸國、並宜斷屠、内外百官賜酺宴、一日、仍名此日爲天長節、庶使廻斯功德、虔奉先慈、以此慶情、普被天下。とあるにて、その大略を窺ひ奉るべし。當時、御生父施基親王、既にかくれさせたまひし後の御事なれば、全く、御追遠の至情より出でさせたま

光仁天皇  
以後ノ天  
長節

へる事にて、玄宗などの奢侈とは、同日の譚にあらざるなり。さて、その起源は、これにて明かなれど、その後の事は如何にありしか。續紀を按ずるに、翌七年十月の條には、紀事なし。八年十月の條にも、九年にも見えず。十年十月の條には、己酉、當天長節、仍宴群臣、賜祿有差。と見えたり。此の後は如何ありけむ、史の闕文にや、又は、恒例の儀なれば、省略せるにや。史に見えざれば、これを知るに由なし。恐らくは、中絶せし事なるべし。

支那ノ千  
秋節ト我  
トガ天長  
ノ天長節  
トノ關係

かく、天長節は、隋唐の制に依られたるなるべしといふ

は、固より明證あるに非ず。然れども、當時は、唐制模倣の盛なる時にして、律令格式をはじめ、朝廷の公事、儀式、民間の風俗に至るまで、彼の國風をうつされし事、甚だ尠からざれば、天長節の如きも、しか思はれざるにあらず。按ずるに、光仁天皇の寶龜六年は、皇紀一千四百三十五年にして、唐の代宗大曆十年に當り、玄宗の開元十七年千秋節と名づけられし年なり。を距ること四十六年、天寶七載天長節と改められし年なり。よりは、二十八年の後なり。當時、執政の臣には、藤原永手、同百川、同良繼、和氣清曆、吉備眞吉備等あり。又、學者には、

石上宅嗣、淡海三船などいふ人たらありき。ここに、吉備眞吉備は、先きに、留學生として入唐し、其の歸朝の際には、唐禮百三十卷、其の他の書籍を齎らし來りて、獻せしことあり。其の後にも、遣唐使として、彼の國に行き、文物制度を見聞して歸朝せり。此の事、何れも、唐玄宗の代にして、後の天寶年中にして、其の十三年に歸朝しき。當時、彼の制を採りて行はれし事も見ゆれば、天長節の事なごも、或は、吉備眞吉備等が、賛畫に成れるものにて、彼の國の儀に依られしにはあらざるか。但し、眞吉備は、寶

龜六年十月壬戌に薨せしかば、天長節を行はせられし、十日ばかり前にて、盛儀を拜するには及ばざりき。尙後考を俟つ。

明治元年  
天長節

然るに、當今御世をしろしめし給へる、明治元年八月廿六日に、古儀を復し給ひ、茲に復び、聖壽萬歳を祝し奉る事とはなりぬ。いともめでたき御事なり。今、當時の御布告を

明治元年  
八月廿六日  
ノ布告

按ずるに、九月廿二日は、聖上御誕辰相當ニ付、毎年此辰ヲ以テ、羣臣ニ酺宴ヲ賜、天長節御執行相成、天下ノ刑戮被差停候。偏ニ、衆庶ト御慶福ヲ共ニ被遊候思召ニ候間、庶民

陪宴ノ  
諸臣ニ  
詔ヲ賜

ニ於テモ、一同御嘉節ヲ奉祝候様、被仰出候事。とあり。かかる、ありがたき御趣意も、未だ、下々の者に貫徹せざらむか、このことにて、明治三年九月七日、更に、府藩縣に布告せられたり。又、五年九月廿二日の天長節には、陪宴の諸臣に、茲ニ、朕ガ誕辰ニ方リ、群臣ヲ會同シ、酺宴ヲ張リ、舞樂ヲ奏セシム。汝群臣、朕ガ、偕ニ樂シムノ意ヲ體シ、其レ能ク歡ヲ盡セ。と詔らせ給へり。いかに、優渥なる聖旨にあらざるや。

陽曆換  
算

茲に、九月二十二日とあるは、今上天皇陛下の御誕辰は、嘉永五年九月二十二日なればなり。これを、明治五年



十一月九日、太陰曆を廢して太陽曆を用ゐ、其の十二月三日を以つて、明治六年一月一日と定めさせられしより、推歩換算して、現行のごとく、陽曆の十一月三日と定められたるなり。

外國使臣ヲ召シテ宴ヲ賜フ

觀兵式ヲ行フ

さて、天長節の日に、外國使臣を召されて宴を賜はることは、明治二年の天長節に、各國公使を延邊館に召して、酒饌を賜はりたるが始めにて、爾後恒例となり、同五年の天長節には、親王以下百官を召して、宴を御前に賜ひ、また、陸軍整列祝砲の儀を、操練場に行はせられ、親臨して兵を觀そ

今上陛下ノ聖徳

臣民ノ覺悟

なはし給へり。是より、天長節に、觀兵式を行はせらるゝ事となりぬ。以上は、天長節の起源沿革の大略なり。今上天皇陛下の御聖徳は、今更たたへまつるまでもなき事ながら、夙に維新の大業を立てさせたまひ、教化を敷き、政令を施し、内外能く整ひて、奥山の木の下蔭に生ふる民草の末葉まで、御惠の露に沾はぬはなく、國光は、遠く海外の國に輝きわたりにて、言さやぐ韓草も、御稜威の風にうち靡きて、照る日の本の御光りを仰ぎまつるに至れり。此の聖代に生れあひたるもの、誰れか、御民われ、生けるしるし

あり、天地の榮ゆる時に、あへらく思へば、萬葉集の感なからむや。嗚呼、源清き五十鈴の川の流れの末を汲み、色香妙なる櫻木の本根より生ひ出でたる日本國民は、此のめでたき大御代に生れ遇ひて、大君の御降誕の日を祝ぎ奉るにつけて、ただに歌ひ舞ひてやむべきにあらず、劔太刀、身にうけもてる眞心を、いよよみがきて、御代の御榮えを、祈り奉らざるべからず。

## 第八章 新嘗祭

總 說

新嘗祭は、十一月廿三日、宮中神嘉殿に於いて、陛下、御親ら、當年の新穀の御初穂等を、皇神等に薦め奉り、又、御親らも聞食し、群臣にも賜はせたまふ御祭典なり。にひなへまつり、又、にひなめまつり、と申す。神嘗祭と共に、宮中御儀式のあるが中に、最も嚴重なる御儀と拜承し奉る。先づ、十一月十日を以つて、伊勢神宮、並びに、官國幣社に、幣帛を頒たせたまふ御儀あり。神宮の幣帛は、特に勅使を發遣し玉ひ、其の他の官國幣社には、各地方官を経て、之れを頒たせ給

鎮魂祭

ふ。かくて、新嘗祭の前日、即ち十一月廿二日に至りて、綾綺殿に於いて、鎮魂祭を行はせらる。こは、聖上を始め奉り、皇后宮、東宮、同妃殿下の御魂を鎮め、大御命の長からむことを祈り、大御世を言祝ぎ奉る御祭儀なり。かくて、廿三日に至りて、聖上、神嘉殿に出御あらせられ、新穀を皇神等に供し奉り、御親らも聞食し給ふ。其の御次第は、午後二時に、御殿の御裝飾を奉仕し、四時より、式部職官員著床し、神座等の御設けあり。同五時四十分、忌火の御燈を點じ、各所に庭燎を焼かせらる。同六時、親王以下諸官の著床あり

御親祭次第

て、陛下出御あらせられ、隔殿の御座に著御あらせらる。や、神饌の行立ありて、神樂歌をも奏せしめられ、本殿の御座に進御あらせられ、御手づから、神饌を御供進あらせられ、御儀畢りて、神饌を撤せさせ給ひ、又行立ありて、入御あらせらる。とぞ。入御の前に、皇太子、親王、王の拜禮あり、入御の後に、諸員の拜禮ありといふ。以上夕の御次第とす。かくて、翌廿四日午前一時に至りて、掌典長、神座以下を檢し、次いで、出御あり。神饌行立以下、夕の御儀に異なることなし。又、賢所、皇靈殿、神殿の御祭典は、同日内掌典をして奉仕せしめらる。

新嘗祭ノ  
山來

抑此の御祭典の御由來は、明治元年十一月十五日の御布告に、明かに示されたれば、左に記し出でむ。

明治元  
年十一  
月十五  
日ノ布  
告

來十八日、○明治元年十一月なり新嘗祭ニ相當リ、御祭ハ於京都被爲行候得共、主上御遙拜被爲在候。右祭ノ儀ハ、先、皇國ノ稻穀ハ、天照大神、顯見蒼生ノ食而可活モノナリト詔命アラセラレ、於天上、狹田・長田ニ令殖給ヒシ稻ヲ、皇孫降臨ノ時、下シ給ヘルモノナレバ、其神恩ヲ忘給ハス、且、旱霖ノ憂無之様ニト、神武天皇以來、世々ノ天皇十一月中卯ノ日、當年ノ新穀ヲ、天神・地祇ニ供セラル

ル重禮ニテ、三千年ニ近ク被爲行、來ル十一月朔日ヨリ、散齋致齋ノ御戒被爲在、萬民撫恤ノ爲ニ、御親祭被爲在候事、誠以、下々ノ身ニテハ、難有御儀ニ候。諸般ノ事ハ、中世以來、他邦ノ風儀モ立交候ヘトモ、神事ノミハ古代ノ儘ニテ、聊モ、駁雜無之、純粹ノ古道ニ候。京都及山城國中ハ、當日ヨリ明朝マテ、梵鐘誦經ノ音ヲ禁止シ、庶民ニ至迄、一意ニ、神祇ヲ尊崇スヘキ御定ニ有之、天下一統昔ハ、新嘗ノ日ハ、戸ヲ閉齋戒イタシ候赴、古歌ニ相見ヘ候ヘトモ、只今ニ至候テハ、其子細モ不存、徒ニ打過候故、

及御布告候。右ノ譯ニテ、全御仁恤ノ叡慮ヨリ被爲行御祭ニ候條、公卿諸侯大夫士庶人ニ至迄、篤ク相心得、當日ハ、潔齋神祇ヲ拜シ、共ニ、五穀豐熟、天下泰平ヲ、神祇ニ祈奉ルヘシ。面々、毎日食シ候米穀ハ、其元、天祖ノ賜物ナル事ヲ知、御國恩ノ辱キ事ヲ相辨候ハ、遊興安臥シテ在ヘキニアラス。寒村僻邑ノ土民、雨ヲ祈晴ヲ願候モ、必感應有之。況、天下一同、至尊ノ御仁慮ヲ體認シ奉リ、共ニ祈請シ奉ルニ於テハ、神祇ノ冥感、殊ニ速ナルベキ事ニ候。

右にて、其の御由來、また、その重大の御儀式なる事は知らるべし。なほ、史に據りて、この御祭儀の沿革を按ずるに、天沿革祖天照大神、高天原に御して、五穀の種を得させたまひ、之起源れを、天狹田長田に植ゑしめ給ひ、其の後、大嘗の殿に坐して、新嘗聞食し給ひし事は、記紀の二典に明らかに見えて、大嘗、新嘗の名の物に見えたる始めなり。又、天孫降臨の際には、天祖、齋庭の稻穂を授け給ひしより、降臨の後、新穀を聞食すの儀、即ち、大嘗祭を行はせたまへること、中臣壽詞の趣にて知られたり。然れば、大嘗祭の起源は、遠く神代に

在ることを知るべし。然るに、諸書に記す所、異同あり。或は、清寧天皇三年を以つて、新嘗祭の始めとし、類聚或は、用明天皇二年を始めとす。公事根源然れども、高橋氏文本朝月令年中行事秘抄政事要略等に引けり。に據れば、既に、景行天皇の御世に、毎年十一月の新嘗祭を行はせられたること明らかかなれば、類聚國史、公事根源等の説は、信じがたし。古へは、大嘗とも新嘗ともいひて、其の別なかりしが、後に至りて、御即位の始めに行はせらるる大祀を、大嘗と稱し、毎年十一月行はるるを、新嘗といへり。かく分れたるは、天武天皇の、白鳳元年以後の事な

大嘗新嘗ノ別

新嘗祭ノ古儀

り。文武天皇、大寶令を定めたまふに當りて、十一月下卯日を以つて、祭日と定めらる。若し、三卯ある時は、中卯を用ゐるなり。其の御儀式の次第等は、政事要略、江家次第等の書に詳なり。翌くる辰日に、天皇、豊樂殿に御して、群臣を宴したまふ。之れを豊明節會といふ。御宴會中、國栖歌笛を奏し、大歌の奏あり。次に、大臣以下參議以上、又は、國守等より貢進する舞姫四人、五節舞を奏す。訖りて、皇太子、親王以下、皆降りて拜舞す。極めて、莊嚴艷麗の趣きを盡したり。かくて、此の祭儀は、後世まで、さしてかはりたる事なく行

應仁以後廢ス

はれたりしが、應仁の大亂以後は、此の如き、國家の大禮も、

遂に中絶して、凡そ二百二十餘年を経て、東山天皇の貞享

再興時代

の頃に至りて、漸く再興せられたるが如し。そは、基量卿記

に、貞享五年十一月九日、新嘗會可有御沙汰、用脚少分之間、

諸事被省略、畢竟被供新穀計之事也。依之來廿二日爲卯日、

之間、内侍所采女參向吉田、吉田三位兼申祝分ニ御治定。此

分先自今年例年可有御沙汰、已往用脚調候ハ、又々、事々

嚴儀ニ可被行思召入也。十五日、新嘗會依御再興表向ハ御

祈禱之分にて、丹波國御領内より、米五升、粟五升、吉田へ可

遺禁中御領之中よりも、右之程、山城にて遣候由也。此ある

にて、明らかかなり。此の事、なほ、公卿補任季連宿禰記、友俊記、

日次記事、後中内記、續史愚抄等にも見えたり。なほ、神道名

目類聚抄五祭祀には、新嘗祭中此事モ久シク絶タリシニ、

今上皇帝東大嘗會御再興アリテヨリ以來、例年、吉田ニ

テ行ハル。此記せり。されば、後花園天皇の寛正四年以後中

絶せし新嘗祭は、東山天皇の貞享五年、即ち元祿元年に、御

再興ありしものごすべし。但し、毎年、吉田の神祇官代にて

行はれ、朝廷にては、其の度毎に、僅に、神饌を供せらるるに

過ぎざりしなり。其の後五十餘年を経て、櫻町天皇の元文五年に至り、始めて舊儀を復せられ、嚴なる祭典ごはなりしなり。事は、公卿補任、續史愚抄等に詳なり。

神嘉殿再興

かくて、光格天皇の寛政三年に至り、更に神嘉殿をも再興せられたれば、同十一月廿二日には、神嘉殿に於いて、古代の如くに、新嘗祭を行はせられ、其の後、毎年の恒例ごなきせ給へり。斯くて、維新後、明治元年、新嘗祭につきて、布告を

明治ノ新嘗祭

發せられ、十一月十八日、京都吉田社に於いて、之れを行はせられたり。こは、御東幸中なればなり。同二年も、神祇官代吉田社の宗源

殿に於いて、之れを行はれ、陛下には、東京に於いて、御遙拜あらせられたり。同三年には、神祇官の正廳に於いて行はせられ、同四年には、御内庭に、悠紀主基の神殿を立てさせられて、大嘗會を行はせられたり。其の後、多少の沿革ありて、明治二十二年以後は、神嘉殿に於いてこれを行はせらるること、既に述べたるが如し。

新嘗祭ハ  
祈年ノ恩  
ヲ報イテ  
給

凡そ、此の御祭典は、天皇親ら、新穀を諸神に供へ奉りて、祈年の恩に報じ給ふ者にして、極めて嚴重なる御儀なる事は、上掲明治元年の御布告にても知らるべく、ここに、明



治四年十一月、大嘗祭を行はせらるる際に、夫、穀ハ、天祖ノ授與シ給フ所、生靈億兆ノ命ヲ保ツ所ノモノニシテ、天皇、斯生民ヲ鞠育シ、以テ其恩頼ヲ報ジ、天職ヲ奉シ給フコト、斯ノ如シ。然則、此大嘗會ニ於ケルヤ、天下萬民、謹デ御趣旨ヲ奉戴シ、當日、人民休業、其地方産土神ヲ參拜シ、天祖ノ徳澤ヲ仰ギ、隆盛ノ洪福ヲ祝セズンバアル可ラザル也。告諭せられたるを思へば、至尊は、恰も萬民を代表せさせ給ひて、皇神等に報賽の禮を行はせたまふ者の如し。我等國民たるもの、よく、此の義を辨へ、謹んで、天恩の忝きを

を感謝し奉るべきものなり。

會澤安ノ  
説

會澤安曰はく、「上畧忝くも、至尊これを受取せ給ひて、御飯、御酒ごなし、親ら、天神に供し給ふ。是、萬民の、天神に報ひ奉らんごする誠心を、玉體に負はせ給ひて、これを、天神に通じ給ふ御事なるに、天下の臣民も、此義を知りて、此日には、祝ひ喜びて、天恩を仰ぎ奉るべき也。今は、拔穂などの事も、やみて行はれず。悠紀、主基の國も、常に定りて、卜定ごいふ事なければ、諸國の人民、今日かやうの大祭ある事をも知らざれども、今も、天

神の播種せられし米穀を食て生活しながら、其種を得たる源をも知らず、天神の賜物を輕忽にせんは、恐るべき事にあらずや。されば、士民となく、今日、或は神社に詣て、或は親戚朋友會集して、新穀を嘗め、共に、天神の深恩を謝し奉らん事を思ふべきなり。草偃和言と、誠に然り。今の人は、舊を棄て新を趁うて、いよく、古義に遠ざかり、國風に疎なり。かかれれば、今日に於いて、わが國風を教へ、古義を知らしむること、決して輕忽にすべからざるなり。身、教化の任に膺るものゝ如きは、須らく、思を此

岩倉石大  
臣ノ演説

新嘗祭  
ニ奉ル  
新穀

に致すべきなり。嘗て聞く、明治十五年十二月、地方官會議の席上に於いて、贈太政大臣岩倉具視が、大嘗ニハ、悠紀主基ノ國郡ヲト定シテ、其國郡ヨリ、神供ノ新穀ヲ貢セシムルヲ例トセリ。新嘗祭ニハ、中古以來、貢納ノ國郡ヲト定セズシテ之ヲ行ヘリ。明治以前ハ、御料ト稱スル山城國宇治郡ヨリ之ヲ貢セシガ、同五年以來ハ、大藏省ヨリ之ヲ納メ、同十一年ヨリハ、東京府ヨリ之ヲ納メ、全十四年ヨリハ、植物御苑ノ收穫ヲ用井給フ。因テ思フニ、大嘗會及毎歲新嘗祭ニ當リ、各地方ノ農家ヨリ、神饌ニ

供スル供米ヲ貢納スルコトヲ得セシメ貢納ノ人ハ地方官ノ適宜ヲ以テ之ヲ定メ毎歲交代セシメ其ノ献米ヲ神饌ニ供シ祭祀畢ルトキハ供神ノ胙ヲ以テ前ノ米ヲ献ズル者ニ頒チ賜フトキハ國民ノ農ヲ重シ粟ヲ貴ブノ風ヲ振興シ且忠孝敬愛ノ情ヲモ啓導スルニ足ラシ云々細川潤次郎著 祝祭日講話 といふ趣意にて演説せられたりき  
こいふ如何にも理あることなり然るに間もなく公も薨去せられたれば此の事久しく行はれざりしを明治二十五年四月に至りて時の東京府知事富田鐵之助を

新嘗祭ノ  
供御ヲ献  
納スルコ  
トヲ許ス

始め各府縣知事四十六名より新嘗祭の供御を献納せむ事を願ひ出でたるに即ち御嘉納あらせられたれば各府縣の有志者より各精米一升精粟五合宛を献納する事となりて從來新宿の御苑にて作らせ給ふ米粟に合せて供御に奉らるる事となりたるは實にめでたき大御政といふべきなり。

神饌行  
立

新嘗祭當日の神饌は御飯鮮物干物菓子和布汁漬蛸汁漬和布羹蛸羹御酒御粥御直會酒白酒黒酒等にして神饌行立は左の如し。

掌典補一人、脂燭を乗る。  
 掌典一人、削木を執る。  
 同 一人、海老鮓鹽槽を執る。  
 同 一人、多志良加を執る。  
 陪膳女官、御刀子筥を執る。  
 後取女官、御巾子筥を執る。  
 女官一人、神食薦を執る。  
 同 一人、御食薦を執る。  
 同 一人、御箸筥を執る。  
 同 一人、御枚手筥を執る。  
 掌典一人、御飯筥を執る。  
 同 一人、御鮮物筥を執る。

掌典補一人、干物筥を執る。  
 同 一人、御菓子筥を執る。  
 同 一人、蛇汗漬を執る。  
 同 一人、海藻汁漬を執る。  
 同 二人、空蓋を執る。  
 同 二人、御羹、八足机を昇く。  
 同 二人、御酒、八足机を昇く。  
 同 二人、御粥、八足机を昇く。  
 同 二人、御直會、酒、八足机を昇く。

参考 新嘗祭夕次第(官報)

午後第二時、神殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

同第四時式部職官員著床

次掌典掌典補ヲ率テ神座ヲ設ク

次掌典寢具ヲ神座ノ上ニ供ス

供シ畢テ掌典長之ヲ檢ス

同第五時四十分掌典掌典補ヲ率テ忌火ノ御燈ヲ神座ノ四隅ニ點ス

此時各所ニ庭燎ヲ點ス

次掌典長祝詞ヲ申ス

同第六時綾綺殿へ

出御

同時親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二

位二等官麁香間祇候錦鷄間祇候一同及伯子男爵總代各一名著床

出御

此時著床諸員起ッ

侍從劔璽ヲ奉ス

侍從長式部長等前行

侍從二人燭ヲ秉ル

次隔殿ノ御座ニ 著御

侍從劔璽ヲ案上ニ奉仕ス

侍從長式部長侍從等ハ隔殿ノ庇ノ座ニ候ス

次神饌行立

次警蹕

此時著床ノ諸員起ッ

雅樂師神樂歌ヲ奏ス

次神殿ノ御座ニ 著御

此後式部長掌典長東ノ隔殿ノ座ニ著ク

次御手水

次御供進

次御告文ヲ奏シ給フ

次御直會

次神饌ヲ撤ス

次御手水

次行立直ニ退下

次親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位

二等官爵香間祇候錦鷄間祇候一同及伯子男爵總代各一名於庭上

拜禮

次著床ノ宮内省奏任官同上

次掛判任官同上

次隔殿へ入御

此間侍從劔璽ヲ奉シテ戶外ニ候ス

還御

供奉初ノ儀ノ如シ

同曉次第

午前第一時掌典長神座以下ヲ檢ス

出御並神饌行立以下夕ノ儀ノ如シ

次親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位

二等官爵香間祇候錦鷄間祇候一同及伯子男爵總代各一名著床以

下同上

## 宮中三殿並に祝祭日解説終

### 附 録

以上、新年以下、新嘗祭に至るまで、國定の祝祭日の御儀式次第並びに、起源沿革等を説き終へたれども、なほ、この外に、國民の、必ず知らてあるべからざる新年祭並びに大祓の次第沿革等を、一わたり説明して附録となすべし。

#### 第一章 新年祭

總 說 新年祭は、その年の中に、風雨の災なくして、穀物の豊穰ならむことを祈る祭なり。二月四日、宮中に於いて、新年祭班幣の御儀ありて、全國の官國幣社に、幣帛を班たせたまふ。

新年祭  
班幣

即ち伊勢神宮には、特に勅使を發せられ、十七日を以つて、これを奉らせ給ひ、又官國幣社には、當日、所管の地方廳に、幣帛を送致せられ、到著の上に、知事若しくは他の高等官をして、管内の神社に奉らしめ給ふ。かくて、二月十七日には、伊勢神宮に於いて、祈年祭を行はるるが故に、宮中に於いても、賢所及び神殿に於いて、御祭典を行はせらる。其の御儀は、午前第九時に、御殿の御裝束を奉仕し、式部職官員承りて、開扉あり。賢所には、折敷高坏六本立折櫃廿合酒二瓶を、神殿には、洗米・酒・餅・海魚・川魚・野鳥・水鳥・海菜・野菜・菓鹽・

賢所  
殿ノ祈  
年祭

皇靈殿  
ノ祈年  
祭

水、以上十一臺の神饌を供し、祝詞を奏し、次いで、神饌を撤し、閉扉の後、一同退出するものごす。開閉扉神饌供撤の間に、奏樂あることは、例の如し。又、皇靈殿に於ける祈年祭は、班幣の日、即ち、二月四日を以つて行はせらる。其の御次第は、異なることなし。

祈年ノ意

祈年祭は、今、音讀して、「きねんさい」とのみいへど、「としこひのまつり」といふを本とす。としこひは、稻穀をいふ名にて、「こひ」は請ひ禱む意なり。さて、「とし」の、稻穀の意なることは、古事記傳に、大年神の名義を釋して、年は田寄な



り。然云故は、まづ登志トシは、穀コのここなる。其は、神の御靈  
 以て、田に成して、天皇に寄奉ヨシタテ賜ふゆゑに云り。田より寄奉  
 志シは、いふなり。登志トシは、祈年祭祝詞に、皇神等能依左志奉牟與  
 津御年乎云々八束穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉  
 者云々あるを以知るべし。さて穀コを一度取收るを、一  
 年トシは云ふなり。本にて、年月の登志は未なりと見えたるに  
 て、其の語の義は、明らかなり。

官國幣社  
ノ祈年祭

官國幣社の祈年祭は、幣帛の、各地方廳に到著の後、日を  
 擇びて祭を行ふ。但し、古例を存する社は、其の日に、行は

しむること、に、神社祭式に於いて、定められたり。

沿革

抑、此の祈年祭の起源は、公事根源には、天武天皇四年二月  
 に、始めてこの祭あり。と見えたるも、こは、祈年祭といふ

起源

ここの、史籍に見えたる始めをいへるものにて、其の起源  
 は、遠く神代にあり。古語拾遺、祈年祭祝詞等を按ずるに、太  
 古、大地主神の作られし御田の苗の、御歳神の崇に依りて、  
 枯れ損はれし時に、白馬・白猪・白鶏を供へて、其の怒を和め  
 祭りしかば、苗の葉復び茂り榮えて、年穀豊に稔りし事の  
 あるを縁縁とし、天孫瓊々杵尊の降臨の時より、十一月に行

はるる新嘗祭と相對して、必ず、其の年の二月に行はれ來  
 變遷りしものなり。かくて、文武天皇の大寶の制には、二月を以  
 つて、これを行ひ、其の日、百官、皆、神祇官に集ひて、天神・地祇  
 を祭り、諸社の祝部等も、亦、祭場に參りて、各、其の官幣を受  
 けて、本社に歸り、以つて、その祭を行ふ制なりき。延喜式に  
 據れば、祈年祭に、幣帛を奉らるる神、凡へて三千一百三十  
 二座あり。此の中、大三百四座、小四百三十三座、合せて七百  
 三十七座は官幣なり。又、神祇官より獻ずる外に、國司より  
 獻ずる神、大百八十八座、小二千二百七座、總へて二千三百

明治以後  
ノ沿革

九十五座あり。其の幣物は、皆、當國の正税を用ひ、これを國  
 幣といへり。かくて、種々の沿革ありしかども、後土御門天  
 皇の寛正の頃までは、絶ゆることなく行はれ來りしを、應  
 仁以降、世の大亂となりて、遂に中絶するに至りたるを、明  
 治二年二月廿八日、御再興あらせられし以後、數度の沿革  
 を經て、現今の如くになりぬ。されば、賢所皇靈殿の御前に、  
 祈年祭を行はせらるる事は、古へはなき事にて、明治以後  
 の御例なりと知るべし。先づ、皇靈殿に、祈年祭を行はるる  
 事は、明治四年二月四日、神祇官に於いて祈年祭を行はれ、

同時に、同官に鎮座あらせられし、八神・天神地祇・皇靈の三前にも、特に幣帛を奉られたり。これ、皇靈殿に、祈年祭を行はれし始めなり。其の後、種々の沿革を経て、皇靈殿には、二月四日を以つて行はるる事となりぬ。又、賢所の祈年祭は、明治四年九月三十日に至りて、皇靈をば、神祇官より、賢所の御同殿に御遷座なし奉りしにより、翌五年二月四日の祈年祭より、皇靈の御前に、御祭儀を行はせらるるにつきては、御同殿なる、賢所の御前にも、これを行はせらるる事となりたるなり。但し、明治七年以後は、皇靈殿には二月四

日、賢所・神殿には二月十七日を以つて、御祭儀を行はせらるることとなりぬ。これ、祈年祭の沿革なり。國民たるものは、前に述べたる新嘗祭の條と参看して、歴代の聖皇、如何に、大御寶を慈ませられし大御心の、厚く深くましくしかを、知るべきなり。

## 第二章 大祓

十

總 說 大祓は、六月・十二月の晦日に、百官以下、臣民一般の罪穢を祓除する式にて、宮中に於いては、賢所の前庭なる、神樂舎に於いてこれを行はる。各地方に於いても、各、適宜に祓所を設け、地方官員、及び管内人民一般のために、祓の式を行

大祓ノ意

はしめらる。即ち、天下一般の祓なるが故に、これを大祓と稱す。祓の語義は、神祇令の義解に、謂、祓者、解除不祥也。宮中に於いて、と見えて、罪穢を解除して、福善を求むる義なり。

大祓次第

は、此の日、先づ、午後一時に、節折ふせの御儀あり。一時三十分より、祓所の舗設をなし、祓物等を具備せらる。同二時、掌典長

以下著床す。同時に、式部官の案内によりて、各廳の勅奏判任官の總代數十名、入りて、西の幄舎に著床す。かくて、式場の整ふや、掌典補二人、案上の御麻まに祓の稻を挿む儀あり。是に於いて、掌典長、掌典を召して、祓の事を仰すれば、掌典進みて、高案の前に至りて、大祓詞を奉讀す。讀み畢れば、掌典一人、進みて、案上の大麻あまのを執りて退き、著床の諸員に向ひて、これを祓ひ、畢りて、大麻を掌典補に授く。大祓詞を奉讀するより、ここにに至るまで、著床の諸員起立するものとす。次いで、掌典補、祓物を執りて、大河に參向す。かくて、式畢りて、各退出するものとす。

十一

節折

節折は、これを「よをり」といふ。竹にて、御丈の寸法をこりて、その程に折あてがへば也。公事根源に見えたり。よは、和名抄に、兩節間（俗ニ云フ）と見えて、竹の節ご節ごの間をいふ名なり。その御式は、正午十二時より、宮中鳳凰の間に、御場所をしつらひ、皇后陛下及び、東宮殿下、同妃殿下の御贖物も、御場所に供へ置き奉る。かくて、午後一時に出御あらせらるれば、侍従、荒世の御服を供し奉る。御服を返し給へば、次ぎに、御麻を供し奉る。御麻を返し給へば、次ぎに、竹にて、御體を量り奉る事五度、（御體の量法は江家次第

式次第

荒世和服

に、量御躰五度、先量身長、次量自兩肩至御足、次左右、手自胸中至指末、次量左右腰至御足、次自左右膝至御足と見えたり。次いで、荒世の壺を供し奉り、返し給へば、荒世の儀了りて、和世の儀に移る。其の御式、荒世の儀の如し。（荒世和世の事は、大世の御服とは、宸儀の罪穢をつけて、祓却り給ふ服の事にて、荒世は惡祓の具、和世は善祓の具なりとあるにて、略其の意を解すべし。即ち、主上の御贖物の御衣の名なりと知るべし。なほいは、荒は、荒魂の荒にて、其のあらびによりて、過ち犯したる罪穢を除るための料に用ゐるが、荒世の御服なり。又、和は、和魂の和にて、其の徳用によりて、福善を求むるための料に用ゐるが、和世の御服なり。今、荒世の御服には、白絹、和世の御服には、紅絹を用ゐさせたまふ御制なりといふ。）和世の儀畢りて、入御あらせらるれば、掌典、御贖物を執りて、大河に参向し、掌典補、御麻を執りて、祓所に向ひ、やがて大祓の儀となる。そもく、此の御

起源沿革

儀は、其の起源を詳にせざれども、既に、貞觀の制に見え  
 たれば、上古より行はれしものにて、素盞鳴尊の、千座置  
 戸の祓の故事より起れるものなるべし。かくて、後三條  
 天皇の延久の頃まで、續いて行はれたりしが如くなれ  
 ども、その後は中絶して、菅拔の儀といふこと行はれた  
 り。こは、菅又は茅を以つて、輪を作りて、これを潜る儀な  
 り。これらの沿革は、大塚嘉樹の、蒼梧隨筆等に詳しく見  
 えたり。かくて、明治維新の後、四年六月に至りて、節折・大  
 祓の舊儀を、御再興あらせられて、今日に及べり。

祓ノ起原

諸尊ノ御祓

素盞ノ千座置戸

抑、此の大祓の式は、太古、伊弉諾尊の、黄泉國より還らせ給  
 ひて、筑紫の日向の橘の小門の櫛原にて、御禊せさせたま  
 ひしに起り、素盞鳴尊の千座置戸の祓に成りしを、天孫瓊  
 々杵尊の降臨の當時より、之れを天下に傳へしめ給ひし  
 ものなること、大祓の詞によりて知るべし。其の後、神武天  
 皇、中州を平定せさせ給ひて、都を大和國橿原の地に奠め  
 させたまひし時には、天種子命に、天罪・國罪を祓はしめ給  
 ひし事、古語拾遺に見えたり。是れより以降、世々絶ゆるこ  
 となく行はれたりしが、朝廷の大祓と、諸國に詔じて爲さ

天種子命  
天罪國罪  
ヲ祓フ

六月十二  
月ノ大祓

しむる大祓との別あり。又、臨時の大祓あり。混すべからず。  
 六月、十二月の大祓は、何れの御代より定まりしか、詳なら  
 ざれども、大方、文武天皇の大寶以後の定制なるべし。公事  
根源  
等に、天武天皇の御時よりはじまる。見えたるは、委しからず。大祓の事は、  
祝詞考、大祓詞後釋等に見え、古事記傳三十、訶志比宮上卷、仲哀天皇崩御の  
段、爲國之大祓の釋にも、委しき考あれば参考すべし。其の制は、神祇令に、凡六月、十二月晦  
 日、大祓除不祥也者、中臣上御祓麻、東西文部謂東漢文直、上祓  
西漢文首也、刀、讀祓詞謂文部漢音、訖百官男女、聚集祓所、中臣宣祓詞、卜部  
爲解除、見えたり。又、諸國の大祓は、同令に、凡諸國須大祓  
 者、每郡、出刀一口、皮一張、鉄一口、及雜物等、戸別麻一條、其國

造、出馬一疋、見えゆ。

大寶以後  
ノ制

貞觀儀  
式ノ制

延喜式  
ノ制

清和天皇の貞觀の制にては、百官の大祓は、朱雀門に於い  
 て行はれたり。其の式は、貞觀儀式に、上神祇官頒切麻、訖、中  
 臣趨就座、讀祝詞、稱聞食、刀禰皆稱唯、祓畢行大麻、次撤五位  
 已上切麻、既而散去。見えたり。又延喜の四時祭式には、六  
 月晦日、十二月准此大祓、云々、右晦日、申時以前、親王以下百  
 官、會集、朱雀門、卜部讀祝詞、見え、太政官式には、凡六月十  
 二月晦日、於宮城南路大祓。大臣以下五位以上、就朱雀門、辨  
 史各一人、率中務式部治部兵部等、省申見參、人數、百官男女

悉會祓之臨時、大祓亦同。云々」と見えたり。爾來百數十年間、多少の沿革はありつれども、なほよく行はれたりしを、後漸く神事を重んぜざるに至りて、祓の所に參集するもの、甚だ少になりし様は、小右記に、天元五年六月廿九日、今日大祓所、公卿一人不參、仍以右少辨惟成爲上代被行之。内侍等稱障不向祓所、仍以女史爲内侍代とあるにて知るべし。かかれは、朱雀門の大祓は、後世遂に斷絶するに至りたり。江家次第等にたゞ古への形を存するのみとなれり。かくて、東山天皇の元祿四年六月廿九日、清祓といふ名目にて、吉田社にて大祓を御再興あり

維新以後  
ノ大祓

し事、基量卿記、季連記等に見えたり。但し禁中の祓のみにて全國には及ばざりしなり。明治維新の後、四年六月に至りて、節折大祓の舊儀、御再興仰せ出され、同月廿五日に、大祓ノ儀從前六月祓或ハ夏越神事ト稱シ執行來候處全ク後世一社ノ神事ト相心得本儀ヲ失ヒ候ニ付今般舊儀御再興被爲在候間追々天下一般修行可致様被仰出候事ニ布告せられたり。此の時は、賢所の便殿を以つて、節折の御式場と定め、又、賢所の御前庭を、大祓の所と定められ、同廿九日を以つて、其の儀を行はせられたり。翌五年六月に至





を祓除して、なほ冷水に浴して身體を洗滌するが如きは、消毒衛生の法の、最もすぐれたるものなり。加之、禊祓は、有形の身體を清むるは勿論、無形の精神を清め、且つは安心の地を得しむるものなれば、悪疫流行の際の如きは、最も適切なるものとす。されば、我が國の上古に於いては、未だ悪疫の流行したる事を聞かず。そのこれあるは、外國交通の頻繁になりたる後に、外國より輸入したるものなり。而して、國人亦漸く外來の悪習に慣れ、神事を重んぜず、禊祓の如き良風をも疎んずるに至りて、

悪疫の流行を見るに至りたるものなり。思ふに、當今の、消毒・隔離の方法、固より不可なるにあらざれども、なほ、これ、有形にとどまるが故に、これを精神に及ぼす、禊祓の勝れるに如かざるなり。されば、此の點より考ふるも、大祓の如き、我が國固有の善良なる風儀は、益、これを獎勵して、泰西醫術の衛生法と、併び行はれしむべきなり。

## 宮中三殿並に祝祭日解説

附録終

校閲者 文學博士 井上頼因

編纂委員 齋藤 惇

皇室令 官報轉載

朕皇室祭祀令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十一年九月十八日

宮内大臣 伯爵田中光顯

皇室令第一號  
皇室祭祀令

第一章 總則

第一條 皇室ノ祭祀ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 祭祀ハ大祭及小祭トス

第三條 祭祀ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第四條 天皇喪ニ在ル間ハ祭祀ニ御神樂及東遊ヲ行ハス

第五條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ特ニ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 祭祀ニ奉仕スル者ハ大祭ニハ其ノ當日及前二日小祭ニハ其ノ當日齋戒スヘシ

第七條 陵墓祭及官國幣社奉幣ニ關スル規程ハ本令又ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外宮内大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム

第二章 大祭

第八條 大祭ニハ天皇皇族及官僚率ヲ并テ

親ラ祭典ヲ行フ

天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項ノ祭典ハ皇族又ハ掌典長ヲシテ之ヲ行ハシム

第九條 大祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

元始祭 一月三日

紀元節祭 二月十一日

春季皇靈祭 春分日

春季神殿祭 春分日

神武天皇祭 四月三日

秋季皇靈祭 秋分日

秋季神殿祭 秋分日

新嘗祭 十月十七日

先帝祭 十一月二十三日ヨリ二十四日ニ亘ル

先帝祭 毎年崩御日ニ相當スル日

三

先帝以前三代ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

先后ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

第十條 式年ハ崩御ノ日ヨリ三年五年十年二十年三十年四十年五十年百年及爾後每百年トス

神武天皇祭及先帝祭前項ノ式年ニ當ルトキハ式年祭ヲ行フ

第十一條 元始祭ハ賢所皇靈殿神殿ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 紀元節祭春季皇靈祭神武天皇祭秋季皇靈祭先帝祭先帝以前三代ノ式年祭先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ先帝祭ハ二周

年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ

神武天皇祭先帝祭先帝以前三代ノ式年祭

先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ノ

當日ニハ其ノ山陵ニ奉幣セシム

第十三條 春季神殿祭及秋季神殿祭ハ神殿ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 新嘗祭ハ神宮ニ於ケル祭典ノ外仍賢所ニ於テ之ヲ行フ

神嘗祭ノ當日ニハ天皇神宮ヲ遙拜シ且之ニ奉幣セシム

第十五條 新嘗祭ハ神嘉殿ニ於テ之ヲ行フ

新嘗祭ノ當日ニハ賢所皇靈殿神殿ニ神饌ヲ奉ラシメ且神宮及官國幣社ニ奉幣セシム

第十六條 新嘗祭ヲ行フ前一日綾綺殿ニ於テ鎮魂ノ式ヲ行フ但シ天皇喪ニ在ルトキ

ハ之ヲ行ハス

第十七條 新嘗祭ハ大嘗祭ヲ行フ年ニハ之ヲ行ハス

第十八條 神武天皇及先帝ノ式年祭ハ陵所及皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ皇靈殿ニ於ケル祭典ハ掌典長之ヲ行フ

第十九條 左ノ場合ニ於テハ大祭ニ準シ祭典ヲ行フ

一 皇室又ハ國家ノ大事ヲ神宮賢所皇靈殿神殿神武天皇山陵先帝山陵ニ親告スルトキ

二 神宮ノ造營ニ因テ新宮ニ奉遷スルトキ

三 賢所皇靈殿神殿ノ造營ニ因リ本殿又ハ假殿ニ奉遷スルトキ

四 天皇太皇太后皇太后ノ靈代ヲ皇靈殿

三

ニ奉遷スルトキ

前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ  
勅定シ宮内大臣之ヲ公告ス

第三章 小祭

第二十條 小祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率非  
テ親ヲ拜禮シ堂典長祭典ヲ行フ

天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項  
ノ拜禮ハ皇族又ハ侍從ヲシテ之ヲ行ハシ  
ム

第二十一條 小祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

歲旦祭 一月一日

祈年祭 二月十七日

賢所御神樂 十二月中旬

天長節祭 毎年天皇ノ誕生日ニ相當  
スル日

先帝以前三代ノ例祭 毎年崩御日ニ相  
當スル日

四

當スル日

先后ノ例祭 毎年崩御日ニ相當スル日  
皇妣タル皇后ノ例祭 毎年崩御日ニ相  
當スル日

綏靖天皇以下先帝 歷代天皇ノ式年祭 崩御  
以前四代ニ至ル 日ニ相當スル日

第二十二條 前條ノ例祭ハ式年ニ當ルトキ  
ハ之ヲ行ハス

第二十三條 歲旦祭祈年祭及天長節祭ハ賢  
所皇靈殿神殿ニ於テ之ヲ行フ

歲旦祭ノ當日ニハ之ニ先タチ四方拜ノ式  
ヲ行ヒ祈年祭ノ當日ニハ神宮及官國幣社  
ニ奉幣セシム但シ天皇喪ニ在リ其ノ他事  
故アルトキハ四方拜ノ式ヲ行ハス

第二十四條 賢所御神樂ハ賢所ニ於テ之ヲ  
行フ

第二十五條 例祭及式年祭ハ皇靈殿ニ於テ  
之ヲ行フ但シ例祭ハ一周年祭ヲ訖リタル  
次年ヨリ之ヲ行フ

第十條第一項ノ規定ハ前項ノ式年ニ之ヲ  
準用ス

第二十六條 皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇  
太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ノ靈  
代ヲ皇靈殿ニ遷ストキハ小祭ニ準シ祭典  
ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ特旨ニ由ルノ外  
拜禮ヲ行ハス

前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ  
勅定ス

附式

第一編 大祭式

時ニ臨ミ儀注ヲ略シテ  
之ヲ行フコトアルヘシ  
第二編之ニ依リ

賢所ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス

召スヘキ者ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム、以下  
別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ依リ

但シ服装男子ハ大禮服正裝正服制服ナ  
キ者ハ通常禮服女子ハ中禮服ニ依リテ

コト關係諸員式部職掌典部樂 亦同シ 以下參集  
ヲ得ノ項ニ於テ服装ニ付キ別ニ但書  
ヲ置カサルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ親王親王妃内親王王王妃女王綾綺殿ニ  
參入ス

次ニ皇太子皇太子妃又ハ皇太孫皇太孫  
綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服 御東帶黃纒御袍、未成年ナルトキ  
ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施シ、空頂御黑幘、以下天皇  
ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス 侍從

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス 同上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス 同上

次ニ皇后ニ御服 御五衣、御小袿、御長袴、以下皇后  
ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノ

次ニ皇后ニ御服 御五衣、御小袿、御長袴、以下皇后  
ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノ

次ニ皇后ニ御服 御五衣、御小袿、御長袴、以下皇后  
ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノ

次ニ皇后ニ御服 御五衣、御小袿、御長袴、以下皇后  
ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノ

次ニ皇后ニ御服 御五衣、御小袿、御長袴、以下皇后  
ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノ

五

ノハ皆本儀ニ同シヲ供ス女官奉仕  
 次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス同上  
 次ニ皇后ニ御槍扇ヲ供ス同上  
 次ニ皇太子ニ儀服東帶黃丹袍、未成年ナルトキハ闕空頂黑領、以下皇太子ノ儀  
服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス東宮侍從奉仕  
 次ニ皇太子ニ手水ヲ供ス同上  
 次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス同上  
 次ニ皇太子妃ニ儀服五衣、小袴、長袴、以下皇太子妃ノ儀服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス女官奉仕  
 次ニ皇太子妃ニ手水ヲ供ス同上  
 次ニ皇太子妃ニ槍扇ヲ供ス同上  
此ノ間供奉諸員宮内大臣、侍從長、式部長官、東宮侍從長、東宮侍從、皇后宮大夫、東宮大夫、東宮主事女官、服裝ヲ易フ男子ハ衣冠、女子ハ衣冠、女子ハ衣冠、女子ハ衣冠  
 次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク  
 次ニ御扉ヲ開ク  
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物色目時ニ隨ミテ定ム、以下別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス  
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス  
 次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス  
 次ニ天皇出御  
 式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス  
 次ニ皇后出御  
 皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃內親王王妃女王供奉ス  
 次ニ皇太子參進  
 東宮大夫前行シ東宮侍從壹切御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス  
 次ニ皇太子妃參進

東宮主事前行シ女官後ニ候ス  
 次ニ天皇內陣ノ御座ニ著御侍從劔璽ヲ奉シ外陣ニ候ス  
 次ニ皇后內陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス  
 次ニ皇太子內陣ノ座ニ著ク東宮侍從壹切御劔ヲ奉シ外陣ニ候ス  
 次ニ皇太子祀內陣ノ座ニ著ク女官外陣ニ候ス  
 次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御給內掌典奉仕  
 次ニ皇后御拜禮  
 次ニ皇太子皇太子祀拜禮  
 次ニ親王親王妃內親王王妃女王拜禮  
 次ニ天皇皇后入御  
 供奉出御ノ時ノ如シ  
 次ニ皇太子皇太子祀退下  
 供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮  
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス  
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス  
 次ニ御扉ヲ閉ク  
 此ノ間神樂歌ヲ奏ス  
 次ニ各退下  
(注意)天皇襪襪ニ在ルトキハ女官之ヲ奉抱ス以下之ニ倣フ太皇太后皇太后在ルトキハ皇后ノ次ニ之ヲ加フ其ノ御服ハ皇后ニ同シ皇靈殿神饌ノ儀之ニ倣フ皇靈殿ノ儀  
 其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御給內掌典奉仕  
 但シ皇靈祭及式年祭ニハ天皇皇后入御ノ前ニ於テ東遊ヲ行ヒ紀元節祭及先帝祭ニハ當夕賢所御神樂ノ式ニ準シ御神樂ヲ行フ又神武天皇式年祭ニハ天皇

御名代衣冠ノ拜禮ヲ皇后御拜禮ノ前ニ加ヘ太皇太后皇太后在ルトキハ其ノ御拜禮ヲ皇后御拜禮ノ次ニ加フ先帝式年祭ニハ天皇御名代及皇后御名代袴ノ拜禮ヲ皇太子拜禮ノ前ニ加ヘ太皇太后皇太后在ルトキハ太皇太后御拜禮及皇太后御名代袴拜禮ヲ皇后御名代拜禮ノ次ニ加フ

神殿ノ儀  
其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ  
新嘗祭神嘉殿ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス  
時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス  
次ニ神座ヲ奉安シ齋火ノ燈燎ヲ點ス  
此ノ時庭燎ヲ燒ク  
次ニ親王王綾綺殿ニ參入ス

次ニ皇太子綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇綾綺殿ニ渡御  
次ニ天皇ニ御祭服御領ニ未成年ナルトキハ之ヲ供セ御衣、御大口、ヲ供ス侍從  
次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス上  
次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス上  
次ニ皇太子ニ齋服白袍、白ヲ供ス東宮侍  
次ニ皇太子ニ御手水ヲ供ス上  
次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス上

此ノ間供奉諸員宮内大臣、侍從長、式部長官、東宮、服裝ヲ易フ衣冠  
次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク  
次ニ堂典長祝詞ヲ奉ス  
次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從左右各一人脂燭ヲ乘ル侍從從御劔ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍

從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從左右各一人脂燭ヲ乘ル東宮侍從從齋切御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス

次ニ天皇隔殿ノ御座ニ著御侍從御劔案上ニ奉案ス

次ニ皇太子隔殿ノ座ニ著ク東宮侍從齋切御劔案上ニ奉安ス

此ノ時供奉諸員隔殿ノ庇ニ候ス  
次ニ神饌ヲ行立ス

其ノ儀堂典補一人脂燭ヲ乘リ堂典一人削木ヲ執ル同一人海老鱈鹽槽ヲ執リ同一人多志良加ヲ執ル陪膳女官五衣、唐衣、裳、小笠、菜ヲ一人御刀子唐衣、衣、紅切袴、櫛後取女官唐衣、衣、紅切袴、櫛御巾子唐衣、衣、紅切袴、櫛女官唐衣、衣、紅切袴、櫛

神食薦ヲ執リ同上同一人御食薦ヲ執ル同上

一人御箸同執リ同上同一人御枚手同執ル堂典一人御飯管同執リ同一人鮮物同執ル堂典補一人干物同執リ同一人御菓子同執ル同一人鮑汁同執リ同一人海藻汁同執ル同一人空蓋同執リ同一人海羹八足同執リ同一人御酒八足同執リ同一人御足机同執リ同一人御直會八足机同執リ同一人

次ニ削木ヲ執レル堂典警蹕ヲ稱フ  
此ノ時神樂歌ヲ奏ス

次ニ天皇本殿ノ御座ニ進御  
次ニ御手水ヲ供ス陪膳女官奉仕  
次ニ神饌御親供  
次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス  
次ニ御直會

次ニ神饌撤下陪膳女  
官奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ神饌退下

其ノ儀行立ノ時ノ如シ

次ニ皇太子拜禮

次ニ親王拜禮

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ各退下

(注意)天皇極祿ニ在ルトキハ出御ナ

シ神饌ハ堂典長之ヲ供進ス

新嘗祭前一日鎮魂ノ儀

其ノ儀御衣振動及絲結ノ式ヲ行フ

神宮遙拜ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻親王王便殿ニ參入ス

次ニ天皇便殿ニ渡御

次ニ御服ヲ供ス侍從  
奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ御笏ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員侍從長、  
侍從 服裝ヲ易フ衣冠  
卑

次ニ出御

堂典長前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍

從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王

王宮内大臣式部長官供奉ス

次ニ御遙拜

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

次ニ各退下

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

山陵ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者幄舎ニ參集ス

次ニ儀仗兵陵門外ニ整列ス

次ニ天皇御休所ニ著御

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ堂典祝詞ヲ奏ス

次ニ出御御正  
裝

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉

シ侍從長侍從武官長侍從武官御後

ニ候シ親王王供奉ス

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

神宮ニ勅使發遣ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内大臣式部長官式部官著床

但シ服裝小禮服禮裝禮服關係諸員亦同

次ニ勅使衣冠  
卑 著床

次ニ出御御直  
大

侍從長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從侍從

武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ幣物御覽堂典長  
侍立

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大  
臣奉仕

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ



次ニ親王王拜禮  
 次ニ入御  
 供奉出御ノ時ノ如シ  
 次ニ諸員拜禮  
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス  
 此ノ間奏樂  
 次ニ各退下  
 (注意)先帝式年祭ニハ皇后ヲ天皇ノ  
 次ニ加ヘ皇太后在ルトキハ皇  
 后ノ次ニ之ヲ加フ其ノ御服ハ  
 御中禮服トス  
 山陵ニ勅使發遣ノ儀  
 其ノ儀神宮ニ勅使發遣ノ式ノ如シ  
 山陵ニ奉幣ノ儀  
 當日早旦陵所ヲ裝飾ス  
 時刻儀仗兵陵門外ニ整列ス

次ニ勅使<sup>衣冠</sup>參進  
 次ニ勅使本位ニ就ク  
 次ニ神饌ヲ供ス  
 此ノ間奏樂  
 次ニ學典祝詞ヲ奏ス  
 次ニ幣物ヲ供ス  
 次ニ勅使進テ祭文ヲ奏ス  
 次ニ勅使拜禮  
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス  
 此ノ間奏樂  
 次ニ各退下  
 神宮賢所皇靈殿神殿及山陵ニ親告  
 ノ儀  
 神宮賢所皇靈殿神殿ノ造營ニ因リ  
 奉遷ノ儀  
 以上其ノ儀時ニ臨ミ之ヲ定ム

天皇ノ靈代奉遷ノ儀<sup>太皇太后皇太后ノ儀</sup>  
 皇靈殿奉告ノ儀  
 當日早旦御殿ヲ裝飾ス  
 時刻御扉ヲ開ク  
 此ノ間奏樂  
 次ニ神饌ヲ供ス  
 此ノ間奏樂  
 次ニ學典長祝詞ヲ奏ス  
 次ニ神饌ヲ撤ス  
 此ノ間奏樂  
 次ニ御扉ヲ閉ツ  
 此ノ間奏樂  
 次ニ各退下  
 權殿ノ儀  
 時刻宮内高等官及先帝禁近奉仕者著床  
 次ニ御簾ヲ舉ク

此ノ間奏樂  
 次ニ神饌ヲ供ス  
 此ノ間奏樂  
 次ニ學典長祝詞ヲ奏ス  
 次ニ天皇御代<sup>侍從奉仕、衣冠單</sup>拜  
 次ニ皇后御代<sup>侍從奉仕、衣冠單</sup>拜  
 次ニ皇太子代<sup>侍從奉仕、衣冠單</sup>拜  
 次ニ皇太子祀代<sup>侍從奉仕、衣冠單</sup>拜  
 次ニ諸員拜禮  
 次ニ神饌ヲ撤ス  
 此ノ間奏樂  
 次ニ學典長靈代ヲ皇靈殿ニ奉遷ス諸員供奉  
 此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ  
 皇靈殿親祭ノ儀  
 其ノ儀本編皇靈殿ノ式ノ如シ  
 第二編 小祭式

賢所ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス  
時刻宮内勅任官宮内奏任官總代各一人著床  
次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ出御是ヨリ先キ綾綺殿ニ於テ天皇渡御、皇太子參  
入、天皇ニ御服、御手水、御笏ヲ供シ皇太子  
ニ御服、手水、笏ヲ供シ及供奉諸員服裝ヲ易フルノ儀  
アリ禮ヲ第一編賢所ノ儀ニ同キヲ以テ今其ノ項ヲ掲  
ケス

式部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長

侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ御拜禮御給内奉  
典奉仕

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從御劔ヲ奉シ東  
宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官  
後ニ候ツ

次ニ皇太子拜禮訖ヲ退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

皇靈殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御給内  
備ナシ

但シ例祭及式年祭ニハ著床者中ニ親王  
王及宮内大臣又ハ宮内次官ノ内一人ヲ

加ヘ皇后ヲ天皇ノ次ニ皇太子妃ヲ皇太  
子ノ次ニ加フ從テ此ノ場合ニ於テハ綾  
綺殿ニ於ケル儀注中ニ皇后渡御皇太子  
妃參進皇后ニ御服御手水御楯扇ヲ供シ  
皇太子妃ニ御服手水楯扇ヲ供スルノ項  
アルコト亦第一編賢所ノ儀ニ同シ

神殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御給内  
備ナシ

四方拜ノ儀是且賢所ノ式ニ  
先キ之ヲ行フ

當日早旦式場ヲ裝飾ス

時刻出御

堂典長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍

從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ宮内

大臣式部長官供奉ス

次ニ御拜禮訖ヲ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)本儀ニ於ケル天皇ノ御服及供

奉員中侍從長侍從ノ服裝ハ賢

所ノ儀ニ同シ

賢所御神樂ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大勳位親任官及各應勅任官總代宮内奏

任官總代各一人有爵者總代每爵一人著床

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ堂典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御是ヨリ先キ綾綺殿ニ於テ天皇皇后渡御  
皇太子皇太子妃參入、天皇ニ御服、御  
手水、御笏、皇后ニ御服、御手水、御楯扇ヲ供シ皇太子  
妃ニ御服、手水、笏ヲ供シ及供奉諸員服裝ヲ易フルノ儀  
アリ禮ヲ第一編賢所ノ儀ニ同キヲ以テ今其ノ項ヲ掲ケス

式部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃内親王王妃女王供奉ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス

次ニ皇太子妃參進

東宮主事前行シ女官後ニ候ス

次ニ天皇皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃拜禮

次ニ親王親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ御神樂

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子皇太子妃退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

神宮ニ勅使發遣ノ儀

其ノ儀第一編神宮ニ勅使發遣ノ式ニ準ス

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ノ

靈代ヲ皇靈殿ニ遷スノ儀

皇靈殿奉告ノ儀

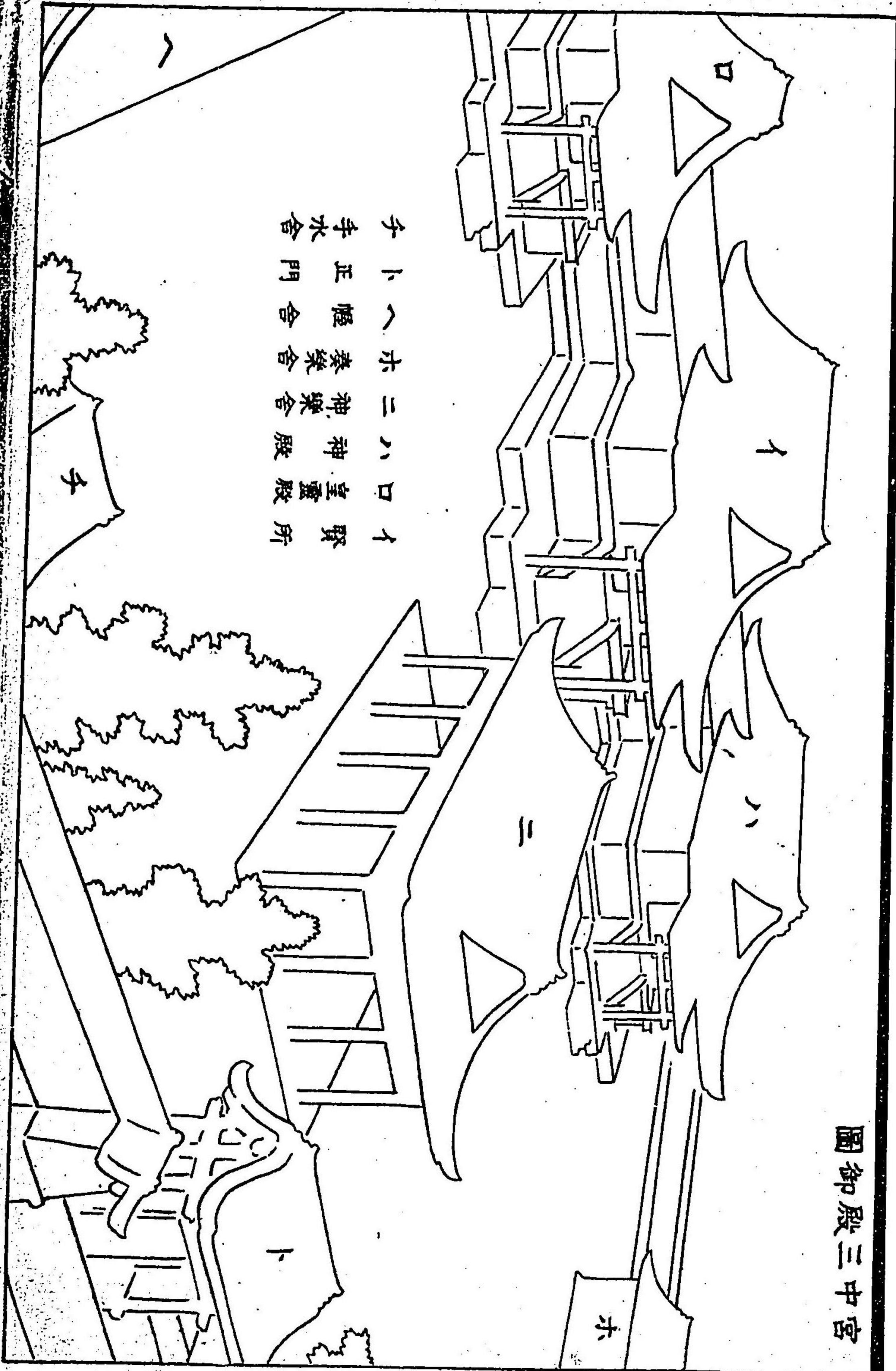
權殿ノ儀

以上其ノ儀第一編天皇ノ靈代奉遷ノ儀中各其ノ式ニ準ス

皇靈殿祭典ノ儀

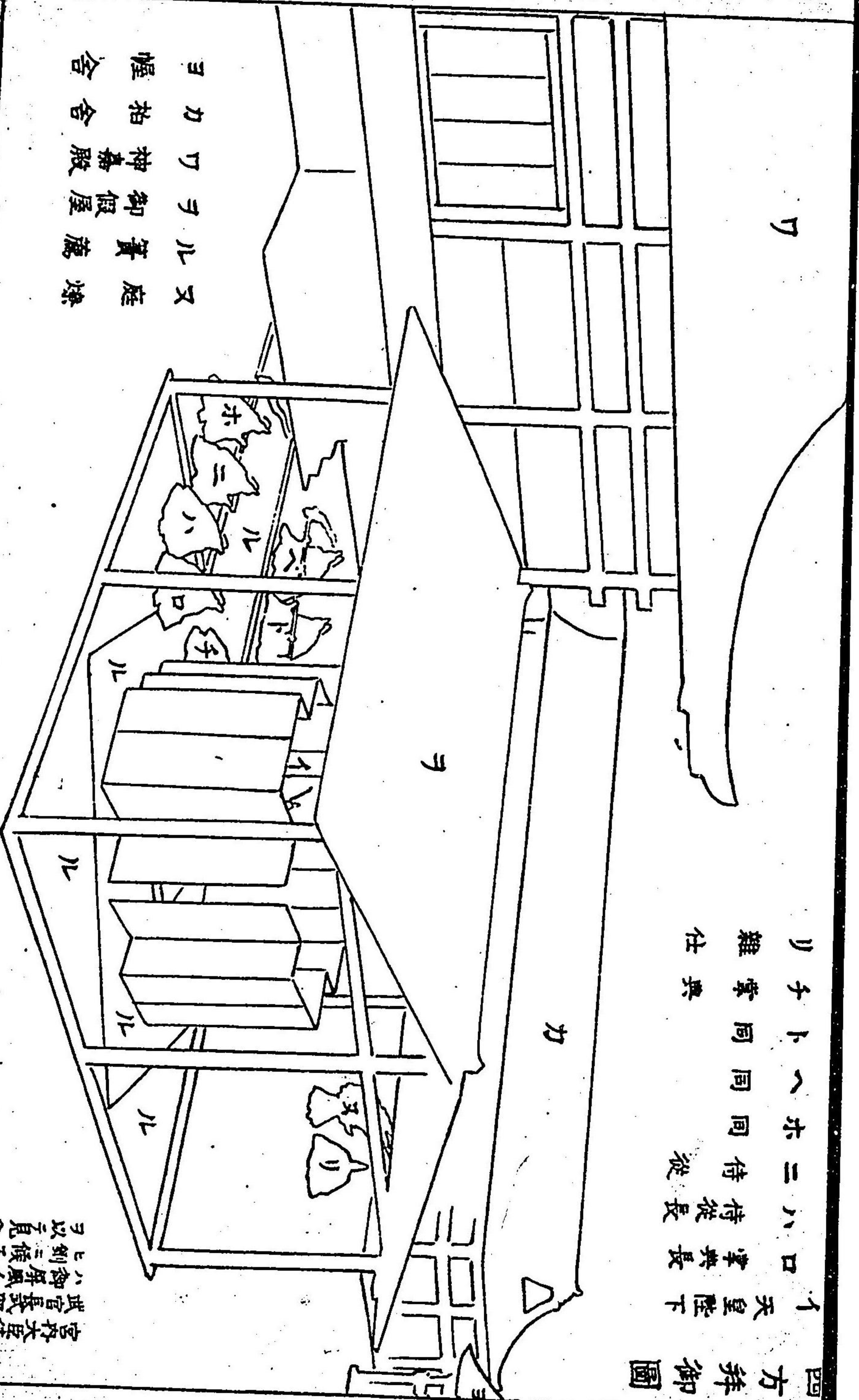
特旨ニ由リ天皇親ヲ拜禮ヲ行フトキハ其ノ儀本編皇靈殿ノ式ノ如シ自餘ハ堂典長ノ主祭ニ止ム但シ皇后ノ靈代ヲ遷ストキハ天皇御代拜禮衣冠及皇太子皇太子妃拜禮ノ儀注ヲ加フ

圖御殿三中宮



四方并御圖

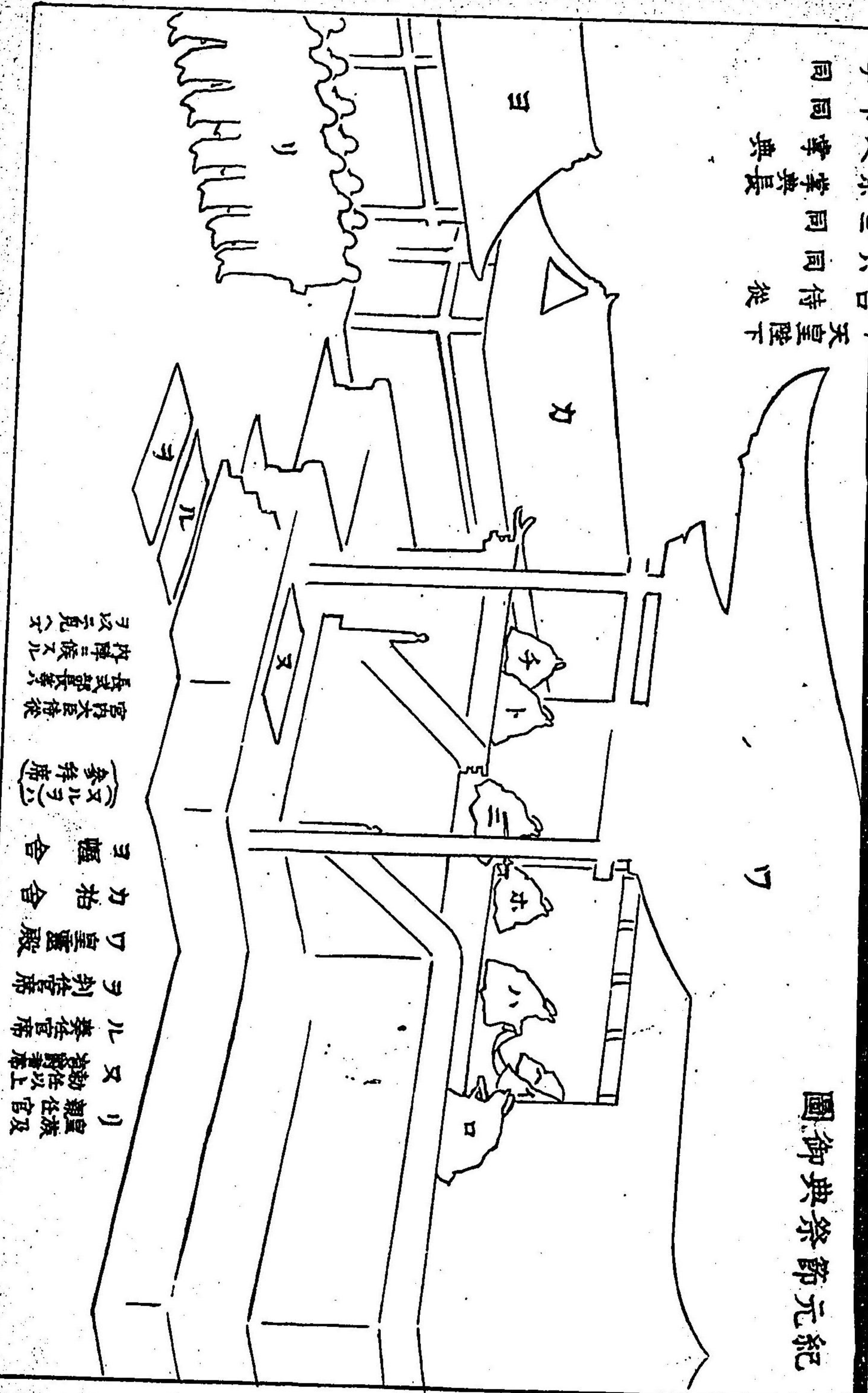
1 天皇陛下  
 口 掌典長  
 ハ 侍從長  
 ニ 侍從  
 同 同  
 ハ 同  
 ト 同  
 子 掌典  
 リ 雜仕



又 庭 燎  
 ル 簀 麿  
 ヲ 御 假 屋  
 ヲ 神 嘉 殿  
 カ 拍 舍  
 ヲ 幄 舍

宮内大臣  
 世官長或部長  
 八御屏風  
 上御三候  
 下御三候

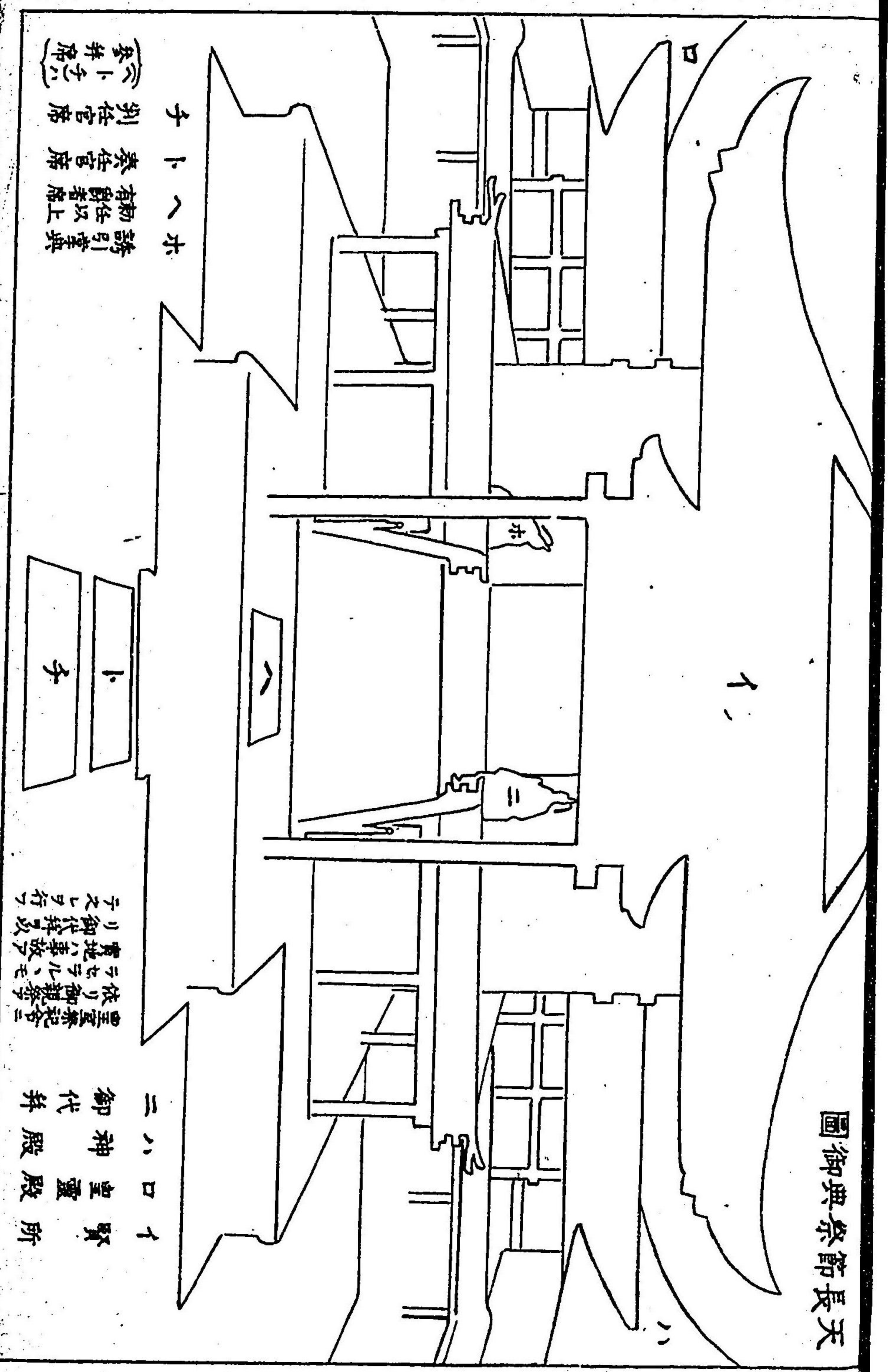
天子ハ  
 天皇陛下  
 侍從  
 同  
 同  
 同  
 同  
 掌典  
 掌典  
 典



圖御典祭節元紀

リ 親任官及  
 又 勅任以上  
 ル 奏任官席  
 ヲ 刺任官席  
 ハ 皇座殿  
 カ 拍合  
 ヲ 唄合  
 (又ルヲハ) 參拜席  
 宮内大臣侍從  
 身式部長等  
 降候ニ  
 以テ見  
 不

天長節祭典御圖



別任官席  
(子ハホ)

奏任官席  
有任以上席

子  
ハ  
子

皇靈殿  
依り御親祭  
マセテハ  
實地ハ  
御代并  
マセテ  
行ク

賢所  
皇靈殿  
神殿  
御代并

明治四十一年十月三十日印刷  
明治四十一年十一月三日發行

定價金壹圓

不許複製

編纂者 皇典講究所

右代表者

目黒和三郎

東京市牛込區市ヶ谷田町三丁目八番地

發行者 晃館

右代表者

伊藤實三郎

東京市京橋區銀座三丁目十四番地

印刷者 伊藤勝太郎

東京市京橋區京橋水谷町七番地

印刷所 日進舍



64  
2

64  
2

